

議員提出議案第5号

葛飾区議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成25年2月27日

提出者

6番	筒井孝尚	7番	秋家聡明
16番	安西俊一	21番	清水忠
22番	佐藤ゆうだい	23番	米山真吾
30番	三小田准一	31番	中村しんご
32番	斉藤初夫	33番	牛山正
34番	荒井彰一	35番	丸山銀一
36番	倉沢よう次		

葛飾区議会議長 梅沢五十六 殿

(提案理由)

地方自治法の改正に伴い、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区議会会議規則の一部を改正する規則

葛飾区議会会議規則（昭和34年3月30日議決）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第6条中「すべて」を「全て」に改める。

第8条第2項ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第15条ただし書中「法第115条の2」を「法第115条の3」に改める。

第16条ただし書、第20条第2項、第23条第2項、第30条第2項、第32条及び第35条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第49条第1項、第51条第1項及び第54条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第56条第2項及び第59条第4項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第83条第1項中「はかる」を「諮る」に改める。

第84条第2項ただし書中「はかつて」を「諮って」に改め、同条第3項中「すべて」を

「全て」に改める。

第97条第2項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第109条中「すべて」を「全て」に改め、同条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。